平成２５年（フ）第１５号
栃木県佐野市茂呂山町９番地９
債務者　林　　克佳
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第２２号
栃木県足利市堀込町2562番地　滝の宮団地３―26
債務者　鈴木　麗子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第６７２号
川崎市中原区新城中町14番21号　アオバハイツ101
債務者　勝見　　誠
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
川崎市川崎区新川通１番12―502号　メインコープシンヤ
債務者　仲宗根かおり
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
川崎市川崎区大島３丁目37番14号　ハイツ大輪105、前住所川崎市川崎区大島１丁目12番４号　ローズハイツ201
債務者　谷口　昌志
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
川崎市中原区下小田中６丁目４番１号　滴翠館301
債務者　西川　悦司
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
川崎市中原区下小田中６丁目４番１号　滴翠館301
債務者　西川　敦美
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
川崎市多摩区登戸1571番地５　カームコートＡ307、前住所川崎市多摩区登戸2680番地３　井出クリエイトビル401
債務者　加藤　宏文
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
川崎市中原区中丸子336番地　エリートプラザ403、前住所川崎市中原区丸子通１丁目634番地12　新丸子ダイカンプラザシティ303
債務者　沖山　美咲
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
川崎市幸区神明町２丁目88番地　佐藤方２Ｆ
債務者　古川真理子（旧姓笠原）
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目２番１―605号、前住所相模原市南区相模大野６丁目22番21―1002号
債務者　荒井あや子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
川崎市川崎区大師駅前１丁目３番１号　石渡ハイツ203、前住所川崎市川崎区渡田新町２丁目６番４号
債務者　村田美津江
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
川崎市高津区下作延２丁目11番８号　コーポ飯田201、前住所川崎市高津区上作延532番地
債務者　平山きく江
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
川崎市幸区南加瀬４丁目22番８号　幸荘202、前住所川崎市川崎区境町８番４―104号プラザ境町
債務者　植村　　威
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係